

基本保育料一覧

階層	市町村民税所得割額	保育料月額(円)			
		保育標準時間		保育長時間	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護世帯等	0	0	0	0
2-1	非課税世帯 (母子、父子世帯等)	0	0	0	0
2-2	非課税世帯	5,000	3,000	8,000	6,000
3	均等割のみの世帯	11,000	7,000	17,000	13,000
4	48,600円未満	13,000	9,000	19,000	15,000
5	48,600円以上 54,500円未満	17,000	12,000	23,000	18,000
6	54,500円以上 66,500円未満	19,000	14,000	25,000	20,000
7	66,500円以上 78,600円未満	21,000	16,000	27,000	22,000
8	78,600円以上 97,000円未満	23,000	18,000	29,000	24,000
9	97,000円以上 122,200円未満	29,000	21,000	35,000	27,000
10	122,200円以上 148,000円未満	35,000	23,000	41,000	29,000
11	148,000円以上 169,000円未満	38,000	24,000	44,000	30,000
12	169,000円以上 220,500円未満	43,000	26,000	49,000	32,000
13	220,500円以上 301,000円未満	48,000	28,000	54,000	34,000
14	301,000円以上 397,000円未満	55,000	29,000	61,000	35,000
15	397,000円以上	62,000	31,000	68,000	37,000

保育料改定に対する基本的な考え

- 1 平成27年度から開始される子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の国が定める水準額は、本市の所得状況から試算すると現行の水準より0.4%の軽減となる見込みである。よって、本市の現行保育料より総額で-0.4%の改定とする。
- 2 みなし年少扶養が廃止となり、多子世帯の負担増となるため、多子世帯の児童数に応じた軽減措置を新設する。現在以下のとおり検討中。
 - 1 6歳未満の児童が3人の場合保育料の階層を2階層下げる。
 - 〃 4人 〃 3階層下げる。
 - 〃 5人以上 〃 4階層下げる。
- 3 所得階層区分の設定は、国の定める水準の変更に合わせ、所得税額から市民税所得割課税額に変更する。
- 4 本市の保育時間は8時間を基本としているため、現行保育料に準ずる保育料は、保育標準時間保育料とし、保育長時間保育料は、保育標準時間保育料に現行の延長保育料を加算した額とする（2-2階層は半額）。
- 5 同時通園の多子世帯の負担軽減措置は、現行制度を継続する。